

掛川市条例第31号

掛川市駅周辺駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月1日

掛川市長

(別紙)

掛川市駅周辺駐車場条例の一部を改正する条例

掛川市駅周辺駐車場条例（平成17年掛川市条例第86号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(駐車場の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う駐車場の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による駐車整理券の交付、第12条の規定による駐車拒否、第13条第3号の許可及び第14条の規定による供用の休止に関する業務</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関し市長が必要と認める業務</u> <u>(使用料)</u></p> <p>第6条 <u>駐車場の使用料</u>（以下「料金」という。）は、別表第1に<u>規定する額</u>とする。</p> <p>(回数駐車券の発行)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、回数駐車券を発行することができる。</p> <p>2 <u>回数駐車券の販売価格は、別表第2に規定する額</u>とする。</p> <p>(料金の徴収)</p> <p>第8条 <u>料金</u>は、駐車場の利用が終了した際に、</p>	<p>(駐車場の管理)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定により指定管理者が行う駐車場の管理の業務は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 次条の規定による駐車整理券の交付、<u>第7条の規定による回数駐車券の発行、第11条の規定による駐車場の無料開放、第12条の規定による駐車拒否、第13条第3号の許可及び第14条の規定による供用の休止に関する業務</u></p> <p>(2) <u>第8条の規定による利用料金の徴収、第9条の規定による利用料金の免除及び第10条ただし書の規定による利用料金の還付に関する業務</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関し市長が必要と認める業務</u> <u>(利用料金)</u></p> <p>第6条 <u>駐車場の利用に係る料金</u>（以下「利用料金」という。）の額は、別表第1に<u>定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>(回数駐車券の発行)</p> <p>第7条 <u>指定管理者</u>は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）の利便を図るため、<u>あらかじめ市長の承認を得て、回数駐車券を発行することができる。</u></p> <p>2 <u>回数駐車券の販売価格は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。</u></p> <p>(利用料金の徴収)</p> <p>第8条 <u>利用料金</u>は、駐車場の利用が終了した際</p>

利用者から徴収する。ただし、回数駐車券を発行する場合には、これを交付する際に徴収する。

(料金の免除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する自動車<sup>を</sup>駐車させる場合は、料金を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(料金の不還付)

第10条 既納の料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により自動車<sup>を</sup>駐車することができなくなった場合は、この限りでない。

(無料開放)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、一定の期間に限り駐車場<sup>を</sup>無料で開放することができる。

2 市長は、前項の規定により無料開放するときは、その旨及び無料開放する期間を告示するものとする。

(罰則)

第21条 詐欺その他不正の行為により料金の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の3倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1 (第6条関係)

(略)	(略)	使用料の額
(略)		

に、利用者から徴収する。ただし、回数駐車券を発行する場合には、これを交付する際に徴収する。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の免除)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する自動車<sup>を</sup>駐車させる場合は、利用料金を免除することができる。

(1)～(3) (略)

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(無料開放)

第11条 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、一定の期間に限り駐車場<sup>を</sup>無料で開放することができる。

2 指定管理者は、前項の規定により無料開放するときは、その旨及び無料開放する期間を公表しなければならない。

別表第1 (第6条関係)

(略)	(略)	金額
(略)		

## 附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の掛川市駅周辺駐車場条例の規定は、施行日以後における駐車場の管理について適用し、施行日前における駐車場の管理については、なお従前の例による。
- 3 改正前の掛川市駅周辺駐車場条例第7条第1項の規定により発行された回数駐車券については、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。